

第4節 銀行に対する検査

検査実施状況の概要

1. 主要行等に対する検査実施状況の概要（資料19-1-6参照）

- (1) 持株会社方式による経営統合など主要行を中心とする金融機関のグループ化の流れを踏まえ、14検査事務年度では検査部門をグループ別に再編成し、各部門が一年を通じて同一グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する「通年・専断検査」を導入し、グループを一体的に捉えた実効性・効率性のある検査を実施した。また、内部監査や市場リスク、システムリスクといった専門性の高い分野については、民間出身の専門家を登用した専門班を別途編成し、各グループを横断的に専門性の高い検査を実施した。特にシステムリスクについては、システム統合を予定している金融機関に対し、システム統合リスクに着目した検査を実施した。
- (2) 中小企業に対する資産査定については、従来の検査マニュアルの運用をさらに明確化した検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に基づき、経営実態等実情に即した検査を実施した。
- (3) 14年10月に発表された金融再生プログラムに基づき、特別検査の再実施及び通常検査時に増資に係る法令等遵守態勢、さらには、償却・引当に関するD C F法の適用状況について検証を行った。また、「特別支援金融機関」等に対してガバナンスの検証に重点を置いた検査を実施している。
- (4) ペイオフ実施を踏まえた預金口座名寄せのデータ整備状況等について、引き続き預金保険機構と連携し、厳正な検証を行った。

主要行に対する通常検査については、11行に対して検査を実施している。そのうち、3行に対して検査結果を通知している。特別検査については、11行に対して検査を実施し、全ての金融機関に対して検査結果を通知した。

なお、通常検査に当たっては、主要行1行当たり平均して41.1日間の立入日数で、24.7人を投入している。

2. 地方銀行・第二地方銀行に対する検査実施状況の概要（資料19-1-6参照）

- (1) 特に地域金融機関の業務の中心を占めている中小企業に対する資産査定については、検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に基づき、経営実態等実情に即した検査を実施した。また、合併等によりシステム統合を伴う金融機関に対してシステム統合リスク検査を実施した。なお、親金融機関と子金融機関の一体的な検査も実施している。
- (2) 検査現場での情報交換を促進し、相互に検査能力等の向上を図ることを目的として当庁と財務局の検査官が共同で実施する共同検査を新たに導入した。
- (3) ペイオフ実施を踏まえた、預金口座名寄せのデータ整備状況等について、引き続き、預金保険機構と連携し、厳正な検証を行った。

地方銀行・第二地方銀行に対する通常検査については、地方銀行 30 行（金融庁 11 行、財務（支）局 13 行、共同検査 6 行） 第二地方銀行 23 行（金融庁 8 行、財務（支）局 13 行、共同検査 2 行）に対して検査を実施している。そのうち、地方銀行 20 行、第二地方銀行 13 行に対して検査結果を通知している。システム統合リスク検査等については、金融庁において地方銀行 2 行、第二地方銀行 3 行に対して検査を実施し、全ての金融機関に対して検査結果を通知した。

なお、通常検査に当たっては、地方銀行・第二地方銀行 1 行当たり平均して 22.9 日間の立入日数で、10.6 人を投入している。

検査結果の概要

検査（平成 13 検査事務年度に着手した一部検査を含む。）において指摘した主な事例は、以下のとおりである。

1. 法令等遵守態勢

統括部署については、本部各部及び営業店が把握するコンプライアンスに関する情報を一元的に把握・管理していないなど、その機能を十分に発揮していない。

コンプライアンス委員会については、コンプライアンスに関する問題点について十分な検討を行っていないなど、その機能を十分に発揮していない。

リスク管理債権等のディスクロージャーについては、開示範囲を限定的なものとし得る規定が認められることや、自己査定が正確性を欠いていることに加え、監査部署による検証が十分に機能していないことなどから、検査で把握した開示すべき額と各行の開示額において、乖離が認められる。

2. 信用リスク管理態勢

自己査定については、自己査定基準において具体性や妥当性を欠く点が認められることに加え、債務者の実態把握等が不十分であることなどから、自己査定と当局査定で、債務者区分の相違や分類金額の乖離が発生している。

信用格付については、債務者の実態を十分に反映する仕組となっていない。また、格付の見直しについて、赤字決算など債務者の信用格付に影響を及ぼす業況や信用状態の変化が発生しているにもかかわらず、適時に見直しを実施していない事例がみられる。

3. 市場関連リスク管理態勢

有価証券やデリバティブの取引の一部について、損失限度管理が行われていない。

フロントオフィス、ミドルオフィス及びバックオフィス間における相互けん制態勢が十分に整備されていない。

4. 流動性リスク管理態勢

危機時の対応については、本部各部の役割分担・連絡体制や資金調達手段等を具体的に定めていないなど、不十分である。

5．事務リスク管理態勢

事務ミスについては、統括部署に対する報告漏れが認められるほか、その発生原因や再発防止策の検討が不十分なことから、繰り返し発生している事例が認められる。

6．システムリスク管理態勢

顧客情報等を含む重要情報に対するアクセス権限を有しない役職員のアクセスが認められるなど、セキュリティ管理が不十分なものとなっている。

緊急時において本部及び営業店がとるべき対応について、十分な訓練が行われていない。

7．監査

内部監査については、指摘事項についてフォローアップを十分に行っていないことから、長期間改善されていない事例が認められる。